自動車盗難対策等の推進に関する法律案　概要

趣旨・背景

自動車盗難対策について、その特殊性に鑑みて必要な事項を定めるとともに、小売店舗における集団窃盗等についても対処

※「自動車」（道路運送車両法2条2項に規定する自動車）
→　2輪・特殊自動車を含む自動車全般（原動機付自転車は除く）

＜自動車の盗取等の実態等＞

- 盗取後すぐに不正にヤードで解体等され、国内流通・海外輸出がされてしまう
- 盗難自動車の早期発見・取戻しが求められている
- 自動車の窃盗等の取締りだけでなく、関係する施策が多分野にわたる

＜小売店舗における集団窃盗等への対応＞

- 自動車の窃盗等と類似性が認められる犯罪に自動車盗難対策の知見を活用

⇒　これらを目的（1条）・基本方針（3条）で明らかにし、それを受けた国・地方公共団体の責務（4・5条）を規定

自動車盗難対策

1．自動車窃盗等の取締りの強化・迅速化（7条）〔国・都道府県〕

①AI等を用いた捜査の推進、②捜査員の増員等、③県境をまたぐ事案への対処のための都道府県警察相互間の連携強化、④被害届の簡素化等、⑤国外逃亡犯への対応　等

2．違法な自動車の解体等が行われている場所〔ヤード〕の運営の抑止等（8条）〔国・地方公共団体〕

①所在地・運営実態の情報収集・調査、②立入検査の積極的な実施その他指導・監督の強化、③先進的取組の共有、④犯罪があると思料される場合の都道府県警察との連携強化　等

3．盗難自動車の流通の防止（9条）〔国・地方公共団体〕

①自動車を手放す際の事業者による本人確認の徹底、②オークション・フリマサイト等での取引防止のための取組の促進、③都道府県警察と関係事業者の間の情報提供の強化　等

4．盗難自動車の輸出の防止（10条）〔①②：国、③：国・地方公共団体〕

①税関における適正手続を経た輸出であることの確認の徹底、②大型X線検査機器の活用・税関職員の増員等、③関係機関等の連携強化　等

5．盗取された自動車の部品の流通の把握（11条）〔国〕

自動車検査証記録事項の見直し等

6．輸出された盗難自動車の取戻しの支援（12条）〔①：国、②：国・地方公共団体〕

①ICPO等との情報交換、②所有者への連絡体制の強化　等

7．自動車窃盗等の発生の防止に係る取組の推進（13条）〔国・地方公共団体〕

①防犯指導、防犯カメラの設置の推進等、②イモビカッター等の一般流通の防止　等

8．調査研究の推進（14条）〔国〕

自動車盗難の実態調査、捜査に活用し得る技術・防犯装置・防犯性能の優れた自動車の研究等

9．関係者の連携協力に関する措置（15条）

①国における関係者の協議の場の設置等、②都道府県における関係者の協議の場の設置等（努力）

小売店舗における集団窃盗等の防止等に関する施策

小売店舗における集団窃盗等の防止等を図るため、上記1～9の施策のうちその施策と同様の施策を講ずることが小売店舗における集団窃盗等の防止等に効果的な施策について、当該施策と同様の施策を講ずる（16条）

※小売店舗における集団窃盗「等」としては、例えば、畑からの農作物の集団窃盗を想定

法制上・財政上の措置等（6条）、「基本的事項」の策定等（17条）

公布日施行